

Title	第一回普選と政党の選挙ポスター
Sub Title	The Campaign Posters of Political Parties in the 16th General Election
Author	玉井, 清 (Tamai, Kiyoshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2005
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.78, No.4 (2005. 4) ,p.1- 31
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20050428-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第一回普選と政党の選挙ポスター

玉井清

- 序
- 第一章 既成政党の選挙ポスター
 - 一 政友会のポスター
 - 二 民政党のポスター
- 小括
- 第二章 無産政党各派の選挙ポスター
 - 一 共同意匠のポスター
 - 二 無産政党各派の選挙ポスター
- 小括
- 第三章 選挙ポスターへの取り締まり
- 結語

序

昭和三(一九二八)年二月二〇日、第一六回衆議院議員選挙、いわゆるわが国最初の男子普通選挙が実施された。普選法成立により、納税資格撤廃に伴う選挙権拡大に加え、小選挙区制から中選挙区制への移行により、各候補者が選挙運動の対象とすべき選挙民は前回総選挙に比し、約一二倍に急増した。また、従前の選挙運動の主要軸と目されていた戸別訪問は、情実投票と買収の温床になるとの理由で禁止された。

こうした選挙民の急増と戸別訪問禁止を背景に、第一回普選に際しては、「文書戦と言論戦」こそ、選挙の公明さを確保し政策中心の選挙を実現させる、普選を飾るに相応しい選挙運動として高唱された。前者に関しては、とりわけ選挙ポスターへの関心が高揚したが、筆者は、既に選挙ポスターが総選挙に本格的に導入されたのは、この第一回普選であることを指摘し、次のことを明らかにした。すなわち、従前より選挙ポスターの利用が朝野において推奨され、その利用を前提とした関連法令の整備が行われたこと、さらに、第一回普選では選挙ポスターが、あらゆる塀を埋め尽くし、橋桁や崖、係留されている船や雪だるまにまで貼られる等、街の美観と秩序を損なうほど氾濫し、従前の総選挙とは異なる風景を現出させていたことを明らかにした。⁽¹⁾ こうしたポスターの横溢は、各政党各候補者が選挙民への新しいアピール手段として、あるいは支持獲得の新しい手段として選挙ポスターを重視し、その作成と掲示に労力と経費を注いだ結果であった。

本稿の目的は、右記のことを踏まえ、第一回普選で初めて本格的に導入された選挙ポスターの内、実際に用いられた政党の選挙ポスターに注目し、衆議院の議席の多くを占有する立憲政友会(以下、政友会と略)、立憲民政党(以下、民政党と略)の二大保守の既成政党と、普選の実現を契機に結成された社会主義系の政党、いわゆる無産政党各派のポスターを順次紹介しながらその内容分析を行うことにある。各政党は、選挙民の支持獲得のた

めいかなる意匠や標語により、いかなる政治的アピールを行っていたか、その内容から窺うことができる各政党の戦術の一端を明らかにするとともに、選挙ポスターをめぐる取り締り当局の動向をも検証し、第一回普選に際し展開された選挙戦の内実に迫りたいと考えている。

第一章 既成政党の選挙ポスター

一 政友会のポスター

最初に、該総選挙を実施した田中義一内閣の与党、政友会のポスターを紹介してみたい。因みに新聞は、政友会のポスターに関し、同党は三種類のポスターを三〇万円かけ作成したと報じたが、ここでは確認されている次の四種類(3)のポスターについて解説を加えてみたい。筆者は、既に政友会が自党のポスター作成に当時の人気風刺漫画家北沢楽天を起用し、かかる四種のうち三種が楽天作であることを指摘し、その意匠を内容とともに略述しているが、楽天作以外のものを含め民政党との比較を行う必要から、重複を恐れず四種類全てについて以下紹介したい。(4)

まず画像1の政友会のポスター(5)は、解散の引き金になった民政党による内閣不信任案提出を問題視する意匠と標語を採用している。因みに、昭和二年一二月に開会された第五回帝国議会は、衆議院で多数を占める野党の民政党が内閣不信任案を提出したことを受け解散され、我が国最初の普選による総選挙が実施されることになった。そもそも普選法成立直後より議会の解散総選挙は待望されていて、しかも衆議院の任期満了が直前に控えていたため、該議会の解散は織り込み済みの感があったが、政友会は敢えてこの問題を取り上げていた。(6) すなわち、政友会と前面に大書された路面電車が進行する線路上に、浜口雄幸似の老人が不信任の旗を掲げ交通の往來を妨

害する凶案である。困惑する運転手の背後で満員の乗客は、窓から身を乗り出し手を振り上げ交通を妨害する老人に怒りを爆発させ、その横には「大道の邪魔もの」と大書されている。政友会政権の政局運営を不信任案提出で妨害し遅滞させるといふ民政党の負のイメージを、選挙民に印象づけていた。

画像 2 は、「農村振興はこれこの腕」の標語の横で鋏を持つ若い壮健な男性を描き、政友会が農村振興を図る力強い政党であることを表現することにより、農村票の獲得を目指した選挙ポスターといえよう。

画像 3 は、上半分に「不景気と貧乏神を追ひはらふは政友会」と、太陽の明るい陽の中に大書された文字とは対照的に、下半分は暗い色調で、「消極政策」と書いた荷を抱える浜口雄幸似の鬼、「不景気」と書かれた、破れたうちわを持つ若槻礼次郎似の老婆、両者の間には「銀行つぶし」の言葉が付されている。民政党の経済政策により銀行破綻や不景気がもたらされたとの同党の負のイメージと、民政党の上位にあり不景気を解決する能力のある、明るい政友会の肯定イメージが対照的に印象づけられていた。

以上三点は、いずれも北沢楽天作のものであるが、画像 1 と画像 3 に見られたように、風刺漫画としてならした北沢の民政党の党首浜口、さらには同党幹部若槻を邪悪視した描き方は、民政党への嫌悪、恐怖感を選挙民に抱かせるに十分な内容になっていた。

画像 4 は、新聞紙上においても度々写真入で紹介されたことからも、政友会の代表的ポスターといえる。中央上部に「国民諸君は何づれの姿を望むや」と、選挙民に投票態度決定をめぐる問いかけ文言を配し、従前より政友会が政策として掲げていた地租の地方委譲を中核とする地方分権問題を争点として取り上げ、左右に政友民政両党のイメージが効果的な意匠と標語により比較対照的に描かれている。すなわち右半分には、「政友会 地方分権」と記されたランニングシャツを着て前を向き軽快に走る男性ランナーが描かれ、その上に、「地方分権、丈夫なものよ、ひとりあるきで発てんす」の文字が、右横には「地方に財源を与ふれば完全な発達は自然に来

画像1 政友会のポスター



画像2 政友会のポスター



画像3 政友会のポスター



画像4 政友会のポスター



る」とし、政友会の唱える地方分権を進めれば、地方社会の健全な発展を促すことを印象づけていた。これとは対照的に、左半分には、「民政党、中央集権」と記されたランニングシャツを着て、杖を付き俯く痩せ細った足の男性ランナーが描かれ、その上に、「中央集権は不自由なものよ、足をやせさし、杖もちふ」の文字が、左横には「中央に財源を奪ひて補助するは市町村を不具者にするもの」と記され、民政党の中央集権の方針では、地方社会の自立と発展はできず衰退に導くことを印象づけていた。そして、両者の中央には「地租ヲ市町村ニ移セバ恒久財源ヲ得テ市町村民ノ負担ガ軽クナリ、従ツテ地方ハ発展ス」と、政友会が自党の政策の柱にしていた地租の市町村への委譲が明記されていた。

以上のように、画像②を除く三点の政友会のポスターは、政友会の肯定イメージと民政党の負のイメージを、比較対照的に印象づける意匠と標語が採用され選挙民にアピールしていた。

二 民政党のポスター

次に、野党第一党であった民政党の選挙ポスターを紹介したい。新聞は、同党は四種の自党の選挙ポスター三〇万枚⁽¹¹⁾、あるいは五種のポスター百万枚⁽¹²⁾を作成したと伝えていたが、ここでは以下、確認されている四種類のポスターについて解説を加えてみたい。

まず画像⑤⁽¹³⁾は、田中政友会総裁が第五回帝国議会を前に、浜口民政党総裁に会見を申し込んだのを風刺し、上半分に、田中総裁が握手を求めているのに対し浜口総裁が扉の向こう側で手をポケットに入れたまま横を向いている図で、その横に「堂々と戦ひませう」との標語が書かれている。新聞紙上でも写真入りで紹介されたか⁽¹⁴⁾かるポスターは、舞台裏で事を運ぼうとする田中政友会の不明朗な議会運営の姿と、それを峻拒する浜口民政党の公明正大な姿勢を印象づけている。⁽¹⁶⁾その下段には、「解散」の文字の議事堂を背景に、若槻、浜口、床次竹二郎

の民政党幹部三名が、「弾劾」「民政」「不信任案」と書かれた幟を背景に腕組をして、「政友」と書かれた小さな旗を持つ二人の前に立ち、はだかる図の横に「民政党の主張は公明正大 普選の徹底!!!」との標語が記されている。田中政友会内閣に不信任案を議会でつきつけ弾劾姿勢を強める、公明正大な民政党の毅然とした姿勢と、普選の積極的推進者の印象を選挙民にアピールしていた。

画像¹⁷6は、上段の「皆さんおまどひなさらぬやうに」の言葉の下、財政政策をめぐる民政党の肯定イメージと、政友会の負のイメージが、標語と意匠により左右対照に効果的に描かれ、選挙民に民政党候補への投票を促していた。すなわち左半分に描かれる民政党については、端正な和服姿の婦人が利発そうな学帽をかぶる男の子と歩く姿の上に「整理緊縮、真面目で押し行く民政党、内に漲る堅実味」との説明があり、その先には、謹厳実直そうな紳士の下、打出の小槌から小判が溢れ、金庫と箆笥の前には預金通帳が燦然と輝く図柄で、民政党の緊縮健全財政こそ、国家の富を豊かにすることを強調していた。これとは対照的に右半分に描かれる政友会に關しては、高価なシヨールと寶石を身に纏いバッグを小脇に抱えながら子犬を引き連れる有閑マダムの上に「借金して見えて張る政友会、内面はこの通り」との説明が付され、その先には、借金を頭を抱える男性、金庫には蜘蛛の巣が張り「質通」が散乱している図柄により、積極財政を謳う政友会の財政政策は上辺だけで、その本質は借金財政であることを印象づけていた。¹⁸

画像¹⁹7は、民政党と題された右半分を使い、「国民の総意を反映す」の標語の下、浜口が聴衆を前に右手を振り上げ熱い演説を行う姿の図柄により、普選下の選挙運動の象徴である演説にエネルギーを注ぐ浜口民政党の肯定イメージを強調し、これとは対照的に政友会と題された左半分には、「私利党略」の標語の下、銀行と目される建物に民衆が殺到する上空に「銀行」「取付」「休業」と書かれたピラが舞う図を背景に、政友会の田中が芸者の三味線に合わせお猪口とお銚子を散乱させながら踊る姿が描かれ、不況にあえぐ民衆の苦しみを横目に、暢氣

画像 5 民政党のポスター



画像 6 民政党のポスター



画像 7 民政党のポスター



画像 8 民政党のポスター



に酒に興じる田中政友会の不真面目さを印象づけていた。

画像8は、画像7のポスターと同じ構図で、右半分の民政党に関しては今と同じであるが、左半分の政友会に
関しては、標語と意匠が異なっている。すなわち、画像8の左半分の政友会に関しては、上空を舞うヒラには
「銀行」「財閥」と書かれ、「らちのあかない小田原評定」と大書された言葉の下、政友会の三人が書類を前に腕
組して座り考える図になっていて、無駄な議論を繰り返し、時間を浪費する実行力のない政友会を印象づけて
いた。⁽²¹⁾

小括

以上、政友民政両党が作成した各四種類のポスターを紹介したが、筆者が調査した新聞等において、写真入り
を含め紹介言及されていた両政党の選挙ポスターは、右の合計八種類の内のいずれかであった。したがって、そ
れらは両党が作成した政党ポスターの主要なものを網羅していると考えてよいであろう。以下、これらのポスタ
ーから見出される特徴を論じてみたい。

第一は、それらのポスターが、政権を目指し熾烈な競合対立を繰り返り広げる両党の姿を、さらには昭和初頭の政
界の構図、すなわち政友会と民政党両党による二大政党時代の到来を象徴的に物語っていることである。周知の
ように前回の第一五回総選挙後、護憲三派内閣を構成する政友会、憲政会、革新倶楽部、さらに野党の政友本党
の四政党が分立していたが、護憲三派内閣の閣内摩擦が激化する中、革新倶楽部は政友会と合同し、他方、政友
会を与党とする田中内閣成立後には、憲政会と政友本党が合同して民政党が誕生した。このように大正末に分立
していた主要四政党は、政友会と民政党の二大政党に収斂し、この二大政党が、犬養毅内閣崩壊まで、政権交代
を繰り返し昭和初頭の政党政治の中核を担うことになる。第一回普選は、その二大政党の対立構図確定後、初

総選挙であるため、その後両党が政権を目指し熾烈な抗争を繰り広げる端緒と位置づけることができよう。

そうしたお互いを強烈にライバル視する対立意識が、既述のポスター八種類の内、一種類を除く全てに、両党を比較対照する手法を採用させたといえる。すなわち、政友民政両党とも、そのポスターに、自党の肯定イメージを標語や意匠でアピールするに止まらず、それとは対照的に競合政党の負のイメージを強調する、比較対照の構図をポスターに積極的に取り入れていた。

第二に右記のように激しく対立した両党の争点として取り上げられているのは、解散総選挙に至るまでの議会運営と景気に直結する経済政策であった。

議会運営に関しては、画像1のポスターに見たように、政友会は内閣不信任案を提案して政局を遅滞させる民政党の負のイメージを印象づける一方、逆に民政党は、画像5に見たように議会に不信任を提案し公の場での論戦を挑んでいるにもかかわらず、舞台裏で話をつけようとする政友会の負のイメージを強調していた。

経済政策に関しては、選挙戦中、政友会は、自党の政策を「積極政策」「積極進取」と評しつつ、民政党の政策を「消極政策」「退嬰政策」と批判した。民政党は、自党の政策を「健全政策」「緊縮政策」と評しつつ、政友会を「放漫財政」「借金政策」と批判した。こうした対立軸は、党に限らず候補者のレベルにおいても盛んに論及されたことであるが、政友会の画像3や民政党の画像6の意匠を凝らした各ポスターに象徴されるように、両党各々かかる争点を重点的に取り上げていたことを示している。選挙戦の演説や文書の中では、当時問題化していた対支出兵を中心とした外交問題なども争点として論及されていたが、上記の八種類のポスターに取り上げられることはなかった。政友会の山本条太郎は、該総選挙で演説して回った体験談として、大衆が最も耳をそばだてたのは生活問題であったことを指摘していたが²⁶、他の争点に比し生活に直結する景気や経済財政問題は、選挙民の最大関心事であったため、ポスター上でも積極的に取り上げられる結果になったといえよう。

第三は、既述のように政友民政両党はお互いをライバル競合視するが、それ以外の政党は視野の外にあつたといつても過言ではなかつたことである。選挙権の拡大と小選挙区制から中選挙区制への移行は、本来ならば、第三政党、新興政党躍進の可能性が高まり、それへの危機感や対抗姿勢がポスター上に表現されてもおかしくないのではあるが、それらを表現する標語や意匠を見出すことはできなかつた。⁽²³⁾ 実際、選挙結果は、政友民政両党が第三党の進出に危機感を抱く必要がなかつたことを裏付けていた。すなわち定数四六六名のうち、政友会二一七名、民政党二一六名で、両党で議席の約九三%を占有し、しかも僅差で拮抗していたのである。例えば、前回第一五回総選挙で八名を当選させた実業同志会は、当該総選挙では三一名の候補を擁立し、会長の武藤山治は二〇名の当選は確実と期待を込めた予想をしていたが、結果は前回選挙より半減の四名の当選にとどまつた。また、新有権者の支持を期待し結成された無産政党各派からは、合計七五名の候補が出馬したが八名しか当選できなかつたのである。

以上、政友民政、両既成政党の選挙ポスターから看取できる特徴を明らかにしたが、次にかかる既成政党の視野の外に置かれていた無産政党のポスターを解説紹介してみたい。

第二章 無産政党各派の選挙ポスター

一 共通意匠のポスター

周知のように、普選の実現を機に無産政党結成の機運が盛り上がり、当初統一無産政党結成が目指されたものの、イデオロギー的対立や人脈的確執から、右派の社会民衆党（以下、社民党と適宜略）、中間派の日本労農党（以下、日労党と適宜略）、左派の労働農民党（以下、労農党と適宜略）に分立したまま、無産政党陣営は初の普選

による総選挙を迎えることになった。⁽²⁵⁾ 無産政党各派も自党の選挙ポスターを作成したが、新聞紙上で、日労党の手書きによるポスター作成風景が写真入りで紹介されたように、⁽²⁶⁾ 経費の点から資金力のない無産政党やその候補者が多種多様なものを大量に作成することは困難であった。このことは、第一回普選に際し、実際に選挙運動に携わった当事者の体験談の中でも述べられていた。例えば、日労党の三輪寿壮は、既成政党は金と人手を惜しまずポスターを張りビラを撒布できるが、自分達の場合、ポスターは金が嵩んでそうベタベタ貼れず、第一ポスターの数が不足していたと嘆じ、⁽²⁷⁾ 社会民衆党より出馬した赤松克磨(宮城一区)も運動費が少ないためにポスター戦でも圧倒されたと述べた。⁽²⁸⁾ さらに選挙戦後これを総括した新聞も、金の乏しい無産派がどこでも概して最後のポスター戦で著しく圧倒されていたと伝えていた。⁽²⁹⁾ したがって、無産政党の場合、文藝春秋社長で社会民衆党より出馬した菊池寛(東京一区)のように資金力があり独自のポスターを多種作成できる候補は別として、⁽³⁰⁾ それ以外の多くの候補者は、各政党本部が考えた定番の同じ意匠と標語に、自分の名前を入れて印刷するか、あるいは名前の欄は空白にして後から手書きで入れるなど、していた。若干の改訂を加え利用できるようにすることで、ポスター作成費の削減を試みていたといえよう。その結果、無産政党の場合、既成政党のように政党と候補者のポスターが必ずしも別立てではなく、⁽³¹⁾ 同一政党の候補者間で政党本部作成の同じ意匠のポスターを共同で利用していた。以下、この点を確認しながら無産政党各派の選挙ポスターを紹介してみたい。

二 無産政党各派の選挙ポスター

まず、社会民衆党は、画像 9 に示すようなポスターを作成した。すなわち「働く者に減税、富豪に重税！」のスローガンの下、屈強な男が、「財産税、不労利得税、土地増加税、資本利子税重課、相続税重課、奢侈税、等々」と書かれた大きな袋を、資本家や大地主の上に降ろそうとし、脇では俸給生活者、小売商人、労働者、農

画像9 社会民衆党のポスター



画像10 社会民衆党のポスター



民、自由職業者が応援の手を振り上げている意匠である。⁽³²⁾ 社民党は、他の無産政党と異なり、労働者、農民以外にも俸給生活者（サラリーマン）や小売商人、自由職業人などより広い層からの支持の獲得を前面に打ち出していたが、そうした方針が表現された画像 9 のポスターは、小川清俊（東京五区）、⁽³³⁾ 田万清臣（大阪一区）、⁽³⁴⁾ 小池四郎（福岡四区）、⁽³⁵⁾ さらに宮崎龍介（東京四区）の各候補者が利用していたことを確認できる。また、画像 10 に示すように、多数の選挙民の手が、自分の名前を書いた投票用紙を掲げる意匠も、西尾末広⁽³⁷⁾と田万清臣⁽³⁸⁾の各候補が同じように利用していたことがわかる。

以上は、筆者が複数の候補者が共通の意匠のポスターを利用したことを実物により確認できたものであるが、これ以外にも、新聞や雑誌等において写真入りで紹介された選挙ポスターを加え照応してみると、社会民衆党候補は、数種類以上の共通意匠のポスターを利用していたことがわかる。そのことが確認できる次の代表的三種の意匠を紹介してみたい。

第一は、画像 11 の小川清俊の選挙ポスター⁽³⁹⁾に見ることがができる円グラフを利用したポスターである。この意匠と同種のポスターは、衆院選に先立つ府県議選に既に同党が利用していたものであるが、⁽⁴⁰⁾ 上段に「清き一票は勤労者の代表へ」と大書した下に大きな円グラフが描かれ、その殆どを占める部分に「勤労無産階級は総人口の九割五分」と書き、残りのわずかの部分に「大金持ち階級」と記している。人口の殆どが勤労無産階級であり、普選の実現によりそれらの人々が新選挙民となり、自党がその代弁者であることを円グラフで明確に印象づけていた。この意匠のポスターは、総選挙に際しての社会民衆党のポスターとして、さらには岡崎憲がポスターとして利用していたことを確認できる。⁽⁴¹⁾

第二は、画像 12 の田万清臣の選挙ポスター⁽⁴²⁾に見ることができ、旗を翻し労働者と目される一群が雄叫びを上げている意匠で、上段には「民衆の牙城 社会民衆党」と記されたポスターである。この意匠のポスターは、小池

画像11 社会民衆党のポスター



画像12 社会民衆党のポスター



画像13 社会民衆党のポスター



四郎、宮崎龍介、吉川末次郎（京都一区）⁽⁴³⁾が利用していたことがわかる。⁽⁴⁵⁾

第三は、画像13の下田金助の選挙ポスターに見ることができる、男性が重そうな大きな藁の束を担ぎ押しつぶされそうになりながら歩く意匠のポスターであり、同じポスターを片山哲（神奈川県二区）が利用していた。⁽⁴⁷⁾藁の上には戸数割、車税（自動車、荷車、荷馬車）等などと記され、重税が庶民の背中に押し掛かっていることを示し、その意匠の上には「農村の友よ社会民衆党はこの重税の全廃を約束する！」との標語が配され、重税撤廃を訴えていた。左上には「君の一票は！」と記され、その下に候補者の名前が大書できるようになっている。最下段には、画像9同様、「農民、労働者、小売商人、俸給生活者、自由職業者の政党、社会民衆党」と、自党が支持を期待する層を列挙していた。

以上のように社会民衆党は確認できるだけでも数種類以上の、各候補者が共通に利用できる意匠のポスターを作成していたことがわかる。⁽⁴⁸⁾とりわけ画像9、12、13のポスターは、同じ色彩とタツチの画風ゆえ同一作者によるものと推定される。新聞は、党本部において、画像11を一万枚、画像12に関しては候補者一人当たり三千から六千枚の予算で作成したが、候補者より多少の実費を徴収する予定と報じていた。⁽⁴⁹⁾

このように社会民衆党は、党本部が意匠を考えこれを作成することにより、各候補者のポスター作成費用の軽減を図っていたが、これは他の無産政党各派についても同様であった。

日本労農党の場合は、三種一万五千枚のポスターを印刷したと新聞は報じていたが、その中の一種として画像14に示すように、赤旗に「パン、正義、自由」の文字を白抜きで大書し、公認候補の名前だけ空欄になっているポスターを見出すことができる。⁽⁵¹⁾これと同じ意匠は、杉山元治郎(大阪五区)や、⁽⁵²⁾さらに麻生久(栃木一区)と福田狂二(島根一区)(手書きで名前を記入)が、須永好(群馬一区)は同じ意匠を用いながら旗には、自分の名前を大書し、「土地、正義、自由」の文字を、加藤今一郎(愛知二区)は、旗に「金権政治をブチコワセ、民衆にパンと自由を与えよ」と、標語を若干変えて利用していたことがわかる。⁽⁵³⁾社会民衆党のポスターに見られたように、労働運動や農民運動を象徴する旗を意匠として利用しているが、日労党の場合は、それが非常に鮮やかな赤を使った「赤旗」であることが印象的である。

労農党の場合、二種を印刷させ、一種は、鎖を引きちぎった鉄腕が田中と浜口に拳骨をふるい、「総選挙費用をおくれ党员一人が十銭だ」「此ポスターを見たら党本部へ直ぐ送れ!切手でも為替でも」と党へのカンパを党员に促す意匠⁽⁵⁴⁾で、他の一種は労働者と農民が肩を組む図で、同党は前者を約二百枚、後者を約六千枚作成したと新聞は報じていた。⁽⁵⁵⁾後者に関しては画像15に示す野田律太(大阪一区)のポスターがそれであり、⁽⁵⁶⁾工場の煙突を背景に鍬とハンマーを持つ農民と労働者が肩を組む図に、労農党の主張と題し、「労働者に食と仕事を与へよ!働らく農民に土地を保證しろ 凡ての人民に自由を与へよ!」との標語が記されている。これと同じ意匠のポスターは、大山郁夫(香川二区)⁽⁵⁷⁾や、神道寛次(神奈川一区)、大橋治房(大阪四区)、小岩井浄(愛媛二区)も利用していたことを確認できる。⁽⁵⁸⁾意匠に「工場の煙突」、「鍬とハンマー」、「労働者」、「農民」、「人民」の文言があることからわかるように、労働運動や農民運動、さらには社会主義運動が対象とする層を、自党を支持す

画像14 日本労農党のポスター



画像15 労働農民党のポスター



画像16 日本農民党のポスター



る選挙民として想定していることがわかる。

日本農民党（以下、日農党と適宜略）の場合、画像16の高橋亀吉のポスターに見るように、鎌の図案を背景に「議會を農民の手に!!」、農民は日本農民党へ!!」との標語が付されていた。⁽⁵⁹⁾ 無産政党の中でも、その名称通り「農民」に特化した選挙民を支持層として想定していることを明確化した意匠と標語といえよう。そして、この意匠のポスターを、須貝快天（新潟二区）、⁽⁶⁰⁾ 大浜一六（栃木二区）⁽⁶¹⁾ も利用していたことを確認できる。また既述の画像14の意匠を利用し日労党のポスターに登場した加藤今一郎は、日本農民党のかかる意匠のポスターをも作成している。⁽⁶²⁾ 無産政党各派の間では、選挙協定が行われたが、日労党と日農党の間でも行われ、新潟二区より日労党は細野三千雄を擁立しようとしたが須貝快天に譲り、栃木二区と愛知二区より立候補する大沢一六と加藤今一郎を両党共同候補とすることが発表されていた。⁽⁶³⁾ 日労党と日農党という異なる政党のポスターへの加藤の登場は、彼が両党の共同候補であることを端的に示していた。

小括

以上、無産政党各派のポスターは、既成政党と比し、資金力の限界から当事者の述懐や新聞報道の種々の記事から明らかかなように、その

種類と数において圧倒的に劣勢に立たされていたことがわかる。すなわち無産政党の場合、候補者各人が独自の意匠を凝らしたポスターを多種大量に作成することは資金的に困難であった。したがって、党本部が各候補者の共同利用でできるような自党のポスターを企画し、統一的に作成配布していたのである。その結果、同一政党の候補者の間では少なからぬ同じ意匠のポスターが見出される結果になった。また意匠に関しては、赤旗、鎌とハンマー、工場やその煙突など、労働運動や農民運動、社会主義や共産主義運動の中でも頻繁に用いられた図柄が多 used され、主として期待する支持層は労働者と農民であり、批判攻撃の主対象は資本家と地主の有産階級であり、その色彩やタッチを含めた画風も既成政党のそれとは一線を画するものが多かった。⁽⁶⁴⁾

第三章 選挙ポスターへの取り締まり

これまで、政民両党の既成政党と無産政党各派の選挙ポスターの内容を分析してきたが、本章においては、これら選挙ポスターの作成や掲示をめぐる政府当局はいかなる取り締まりを行っていたのか、その影響を含め内実を検証してみたい。別稿において既に明らかにしたように、該選挙は普選法成立後、最初の衆院選挙であり、選挙ポスターが本格的に導入されたのも最初であった。⁽⁶⁵⁾したがって、候補者を含めた選挙運動者の側に、普選関連法下における選挙ポスターを利用した選挙運動の方法に戸惑いと混乱があったことは言うまでもなく、これを取り締まる側も同様の問題を抱えていたことは想像に難くない。

取り締まりの責任官庁であった内務省は、普選法に基づく統一府県議選と第一六回衆院選挙の各々について、実際の選挙施行経験を踏まえ、選挙後にその問題点や改善点について各府県庁より意見を上申させたが、その報告書をみると、選挙ポスターの取り締まりをめぐる、現場では種々の困難に直面していたことを看取できる。例

えば、選挙ポスターの内容を規定した内務省令により、ポスターは二色二度刷りまでとされていたが、印刷技術上、かかる規定の下でも数色を表現できるので、色彩制限を撤廃するか、あるいは一色または一度刷りに制限すべきとの上申がなされていた。この提言には、取り締まり現場において、二色以上で作成されたように見えるポスターに關し、二色二度刷りに違反しているか否かを判断することの困難と当惑が表出されていた。⁽⁶⁶⁾

また、投票日当日を除けば、ポスターの掲示場所に制限はなく同一場所に多数を並べて貼ることについても制限はなかったが、風致保存の点から数と場所の制限が提案されていた。⁽⁶⁸⁾日労党の河野密は、当初ポスターを三枚以上貼ると禁止されたが、政友会候補がべたべた貼りまくり始めるとそれをやってもよいとお許しが出るようになった、と取り締まり方針が揺れていたことを指摘している。⁽⁶⁹⁾これらの上申や候補者の述懐からは、所構わず無秩序に貼られるポスターを前に、取り締まり当局の一部では当初これらを規制しようとしたものの、規制のための法令上の根拠がなく、与党候補者がそれを実行し出したことを受け、途中から傍觀せざるをえなかったことがわかる。⁽⁷⁰⁾

さらに、社会民衆党は、東京で内務省と警察庁の内閣の下で作成した亀井貫一郎のポスター（福岡二区）が、地元選挙区において、資本家大地主を蹂躪し社会制度を根本から破壊する如き寓意があるとして掲出禁止を命じられたため、抗議の声明書を出していた。⁽⁷¹⁾また、同党の宮崎龍介も、党本部では、内務省警視庁検閲済みとなっているポスターが、地元の警察署では掲示を禁止され、あるいは警察署ごとにその可否が異なり、取り締りの不統一振り狼狽振りは、むしろ滑稽であったと揶揄していた。⁽⁷²⁾既述のように無産政党の場合、多くの候補者が同一の意匠や標語を用いたポスターを利用していたので、その方針の不統一振りはより浮き彫りになったといえる。こうした政府のポスターを始めとする選挙関連の文書図画に対する取り締まりは、当然のことながら無産政党だけを対象とせず、野党第一党の民政党に対しても行われた。とりわけ、選挙戦早々民政党が田中首相の機密費

問題等を糾弾するパンフレットを作成し攻勢をかける動きを見せていたことに対し神経を尖らせた政府与党幹部は、一月二九日午後の会議でその対策を決定し全国に通達を出したが、新聞はその内容を次のように伝えていた。すなわち、民政党が虚構の事実を宣伝文書やポスターなどに印刷して政戦に臨む情勢が顕著になったので、虚構の事実を宣伝文書、ポスター、演説において宣伝する場合は、党派を問わず強圧し政策本位による政戦の好果を挙げるよう全国に伝達した、とする。⁽⁷⁴⁾ その前後より、内務省や警察等による民政党のポスターに対する差し押さえが実際に行われた事を、新聞は大きく報道した。例えば、日比谷署が民政党の機密費パンフレットを押収した際、同時に同党のポスター二万枚を差し押さえたこと⁽⁷⁵⁾や、西神田署が二十八日夜、印刷中の民政党のポスター十
六万枚を押収した⁽⁷⁶⁾ことなどが伝えられた。

そうした一連の報道から、先に示した画像7の民政党のポスターも差し押さえられたことがわかる。すなわち、民政党が作成したポスター四種の内二種が差し押さえられたことを伝えた記事は、その内の一種の内容を紹介していたが、それは画像7に該当した。⁽⁷⁷⁾ 以後、この選挙ポスターの公の場での掲示に抑制がかけられたことは、次のことから窺うことができる。たとえば、『大阪朝日新聞』(昭和三年二月一日付夕刊)は、政友会、民政党、労働党のポスターを写真入りで紹介し、民政党のポスターとして画像7を取り上げているが、左半分の田中が酒に興じる部分は労働党と政友会のポスターの下になり殆どが隠されている。あるいは『国民新聞』(昭和三年二月一日)が「政党のポスター競べ」と題して写真入りで紹介した際も、民政党のポスターに関しては、画像7の左半分の政友会を批判する部分が削除されている。⁽⁷⁸⁾

また、先に民政党のポスターとして紹介した際、画像8が、画像7のポスターと同じ構図で、右半分の民政党に関しては全く同じであることを指摘したが、両者の内容を比較検討すると、画像7のポスターが右の差し押さえを受けた後、画像8がその改訂版として作成された可能性の高いことがわかる。すなわち、画像7は、既述の

ように政友会を「私利党略」と形容し、空を舞うピラには「取付」「休業」の文字が、意匠には、芸者を前に酔っ払って踊る田中が描かれ、全体として刺激的な言葉や意匠により政友会を批判していた。これに対し、画像8は、上空を舞うピラから「取付」「休業」の文字が消え、代わりに「銀行」「財閥」と記され、「私利党略」の言葉とともに田中を風刺する図が削除され、かわりに「らちのあかない小田原評定」の言葉の下、政友会の三人が書類を前に腕組して座り考える意匠になっている。全体として画像8は、画像7に見出すことのできる刺激的な言葉や意匠が削除され、政友会批判に相当抑制がかけられていることがわかる。また、選挙後半戦になり、新聞紙上において民政党のポスターが取り上げられる場合、画像8は示されても、画像7のポスターの全容が写真入りを含め紹介されることは瞥見の限りなかった。⁽⁷⁹⁾ 同種の意匠のポスターを同時に作成する必要がないこと、あるいはインパクトに欠ける同種のポスターを後から自発的に作ることも考えにくいことを考慮すれば、画像8のポスターは、画像7が新聞報道にあるような取り締まりを受け、改訂を余儀なくされた結果と推定できる。

以上、無産政党や民政党のポスターに見たように、政府は政党の作成するポスターに対し当初は種々の取り締まりを行う方針を打ち出し、画像7の民政党のポスターに象徴されるように、その一部は実行に移されていた。しかし、他方において、同一場所に複数貼ることが禁止から容認へと変わったり、地域によってポスター掲示の可否が異なったり、その取り締り方針の一貫性と統一性には問題があった。さらに押収されたはずの画像7のポスターが現存し、不都合な部分が隠されたり、削除されていたとはいえ新聞紙上に写真入りで紹介されていたことと鑑みれば、該ポスターが巷に相当数流布していたことは明らかであり、その取り締まりは徹底さを欠いていたといえよう。さらに新聞は、田中首相が浜口総裁に叩頭している民政党のポスターの原図も、治安警察法、出版法に違反するとして差し押さえられたことを報じていた。⁽⁸⁰⁾ 該ポスターは画像5である可能性が高いが、新聞紙上において「内務省で黙認する選挙ポスターの色々」と題し、写真入りで紹介されている。⁽⁸¹⁾ また、政友会の作成

した画像 4 のポスターに関しても、政友会を健康そうな青年に見立て、民政党は松葉杖を突いた病人に描いた廉で内務省から大目玉を食ったことが報じられていたが、かかる図案は修正されることなく流布していた。⁽⁸³⁾

先の厳格な取り締まり方針が出され民政党のポスターなどへの差し押さえが行われている中、政府のかかる姿勢に関し「冊子やポスターを、矢鱈に取締る思想は古い。損でもある。」⁽⁸⁴⁾、「取り締まりも過ぎると選挙圧迫になる。高がポスターではないか、国民の判断に委して大きく出ることだ」との批判が新聞紙上においてなされた。⁽⁸⁵⁾ また、内務省警保局において、政友、民政のポスターは極めて卑近な絵画で例示するので攻究を重ねた結果、双方とも之を容認することになったので、これにより既成政党のポスター戦はいよいよ激しくなるものと一般の注目を惹いている、と新聞は伝えていた。⁽⁸⁶⁾

以上の政府、内務省の取り締まり方針に関しては、新聞報道に基づくものゆえ今後他のより確度の高い資料による確認や検証の必要があるだろうが、現存する資料や新聞による報道、さらに別稿において明らかにしたように実際のポスター戦が上記新聞の予測に沿う形で激化したことを考えると、画像 7 のように一部のポスターには掲示の規制がかけられたものの、その取り締まりは徹底したものではなく、相当程度容認する姿勢であったことがわかる。

結 語

以上、第一回普選に際し、政友会民政党の二大既成政党と新興無産政党のポスターを分析した結果、各党とも意匠と標語を凝らしたポスターを数種類にわたり作成していたことを示し、各党が普選下の選挙を戦う上で、選挙ポスターを重要視していたことを明らかにした。そして、両既成政党のポスターからは、昭和初頭の二大政党

対立時代が予兆され、争点としては、解散に至るまでの議会運営と選挙民の生活に直結する経済政策が取り上げられていたこと、無産政党のポスターからは、各党が期待した支持層、あるいは、その意匠の共通性から選挙資金の劣勢を窺うことができた。

さらに、民政党のポスターのうち改訂を余儀なくされたと考えられるポスターが存在したことや、無産政党のポスターの中には掲示の禁止されたものもあつたことから、政府の選挙ポスターへの圧力があつたことを指摘する一方で、その一貫性、統一性、徹底さは圧倒的に欠けていたことも明らかにした。冒頭で指摘したように、選挙期間中、ポスターが街中に溢れたことから明らかなように、普選法成立後初の総選挙であることの取り締まりの混乱に加え、朝野を問わずその利用が叫ばれていた選挙ポスターゆえに、その作成掲示に関しては、苛烈な取り締まりを実行できる状況にはなかつたといえよう。本稿では、紙幅の関係から政党のポスターを中心に分析を行ったが、今後は、候補者のポスター、ビラ、推薦状などの内容分析を進め、第一回普選における選挙戦のさらなる実態解明を行いたいと考えている。

- (1) 拙論「第一回普選における選挙ポスター導入過程」(寺崎修・玉井清『戦前日本の政治と市民意識・叢書21COE-CCC多文化世界における市民意識の動態 9』(慶應義塾大学出版会、二〇〇五年)。
- (2) 議会解散時、野党民政党が二一九名の議会第一党、与党政友会が一九〇名の第二党で、かかる二大保守の既成政党が全体の約八八%を占めていた(『議会制度百年史・院内会派編集衆議院の部』大蔵省印刷局、平成二年)。
- (3) 『東京朝日新聞』昭和三年一月三二日。
- (4) 拙論「第一回普選における選挙ポスター導入過程」。
- (5) 『政友会の選挙ポスター』(ART)。『東京日日新聞』(昭和三年二月八日付夕刊)には、政友会のポスターとして、画像1が写真入りで紹介されている。なお、本稿に用いる資料としてのポスター、及び出典表示に関しては拙論

「第一回普選における選挙ポスター導入過程」を参照されたい。

- (6) 新聞は、新春早々解散総選挙を前提とした紙面作りをしていた。例えば、『時事新報』(昭和三年一月四日)は、「各府県に於ける総選挙大観(一)」と題する連載を開始している。また『中央公論』(昭和三年二月号)、『改造』(昭和三年二月号)ともに解散総選挙を見越して特集を企画している。すなわち、前者は、「解散を前にして新有権者に与ふ」と題し、安部磯雄(社会民衆党)、武藤山治(実業同志会)、麻生久(日本労働党)、永井柳太郎(民政党)、清瀬一郎(革新党)、高橋亀吉(日本農民党)、牧野良三(政友会)、大山郁夫(労働農民党)が各党派を代表して寄稿し、例えば、牧野は冒頭、「第五十四議会の解散は最早疑ふ余地がない」と断じていた(牧野「朝野その地位を換ふるも可なり」)。また、後者も、「解散・どうする」と題し、三輪寿壮、山川均、緒方竹虎、清瀬一郎が寄稿し、例えば、日本労働党の三輪も冒頭、「開会中の第五十四議会は十日の見たところ正しく解散の一途あるのみ」と断じていた(三輪「総選挙戦と選挙法」)。

- (7) 『政友会の選挙ポスター』(A-16-1)。

- (8) 『政友会の選挙ポスター』(A-18-1)。当該総選挙で用いられた選挙ポスターをまとめて写真入りで紹介した『中央公論』(昭和三年三月号)や「言論戦と相俟て総選挙の大勢を左右する各派各様のポスター戦」と題し各党各候補のポスターを写真入りで紹介した写真雑誌『歴史写真』(昭和三年三月号)の中でも、画像3が政友会を代表するポスターとして紹介されている。両誌に写真入りで紹介されている選挙ポスターは、重複が多いが全く同一ではないので、重複を厭わずできる限り前者は、以下「中央公論掲載ポスター」、後者は「歴史写真掲載ポスター」と出典を表記する。また、各党派の選挙ポスターの概要を比較的詳しく伝えた『東京日日新聞』(昭和三年二月一日)は、政友会のポスターとして、画像1と画像3を紹介していた。『普選第一次の総選挙経過』(新日本同盟調査部、昭和三年五月)も同様に各党派のポスターの内容を比較的詳しく伝えてはいるが、これは上記『東京日日新聞』が取り上げたポスター、説明ともに同旨であるので以下は出典を略する。

- (9) 『政友会の選挙ポスター』(A-19-1)。

- (10) 例えば、『東京朝日新聞』(昭和三年一月三十一日)、『大阪朝日新聞』(昭和三年二月一日付夕刊)、『国民新聞』(昭和三年二月二日)。

- (11) 『東京朝日新聞』昭和三年一月三二日。
- (12) 『大阪毎日新聞』昭和三年一月二七日。
- (13) 『民政の選挙ポスター』(A-60-1)。
- (14) 民政党は、議院解散後の声明の中でも、かかるポスターの背景として考えられる次のような経緯を取り上げ、政友会を批判していた。すなわち、田中首相は対支政策の根本を誤り、我特殊地域たる満蒙にまで排日の猛火が揚がるようになった。田中首相は見苦しくも此の問題に關し我党總裁の軍門に憐みを乞わんとして我党に一蹴されたと、断じていた(第五十四議院解散に対する我党の声明)『民政』昭和三年二月)。
- (15) 『東京日日新聞』(昭和三年二月八日付夕刊)は、「内務省で黙認する選挙ポスターの色々」と題し、画像5のポスターを写真入りで紹介していた。
- (16) 『東京日日新聞』(昭和三年二月一〇日)は、このポスターを「田中政友会總裁が第五十四議會前に浜口民政黨總裁に会見を申し込んだのを諷し田中總裁が握手を求めに行くと浜口總裁がひぢ鉄を食ハシてゐる絵画に『堂々と戦ひませう』といふ皮肉な標語」と紹介していた。
- (17) 「民政の選挙ポスター」(A-63-1)。
- (18) 画像6は、『東京朝日新聞』(昭和三年一月三二日)、「中央公論掲載ポスター」、「歴史写真掲載ポスター」の中でも、民政の選挙ポスターとして写真入りで紹介されていた。
- (19) 「民政の選挙ポスター」(A-61-1)。
- (20) 「民政の選挙ポスター」(A-62-1)。
- (21) 『時事新報』(昭和三年二月一九日)には、画像8のポスターが写真入りで紹介されていた。
- (22) 山本「最初の普選を顧みて・正攻法で直進」(『政友』昭和三年四月)。
- (23) 立候補宣言や推薦状等のポスター以外の選挙関連の文書上でも、政友会民政各々、その批判の矛先は専らお互いに向けられ、無産政党に対する批判は非常に少ない。例えば、民政の機関誌は、池田超爾の「無産政党的人々に答ふ」(『民政』昭和二年八月)と題する論説を掲載し、無産政党から民政党に対し行われている批判への反論を掲載しているが、このように正面からの反論が掲載されることは珍しかった。因みに、こうした傾向は、総選挙に先立ち

行われた普選による統一府県議選においても同様であった。すなわち、同選挙後、これを総括した評の中で、演説会において既成政党は既成政党同志で互いに攻撃しあっていたが、双方とも無産政党や新興勢力の攻撃はしなかつたと指摘されていた(川原次吉郎「普選の戦跡を見て」、雄弁、昭和二年一月号)。無産陣営に好意的な該評者は、その理由として既成政党にとって無産政党は眼中に置かなかつたかもしれないが、その実、新有権者の大部分を占める無産階級の感情を害うことをおそれたためと解説していたが、むしろ前者の理由に注目した方が妥当であろう。

(24) 『大阪朝日新聞』 昭和三年二月五日。

(25) 第一回普選における無産政党の選挙戦の実際に関しては、中村勝範「第一回普通選挙と無産政党」(『法学研究』昭和三七年八月) に詳しい。

(26) 『東京日日新聞』(昭和三年一月二六日)。該記事は、日労党はポスターも商売人に頼まず全国芸術同盟の手で作成し実費五銭で、労農党も芸術家連盟の筆により、社民党でも青柳氏が絵筆によりをかけ一枚三銭で作成しているとし、無産政党陣営はいずれも自己の関連団体や個人に、その作成を依頼していたことを伝えている。

(27) 三輪寿壮「東京府下を舞台として」(『改造』昭和三年三月号)。

(28) 赤松克麿「因襲の圧力に抗して」(同右)

(29) 『大阪毎日新聞』 昭和三年三月一日。

(30) 菊池のポスターに関しては、拙論「第一回普選における選挙ポスター導入過程」を参照のこと。

(31) 既成政党も、無産政党同様、名前だけを差し替えたり、書き加えたりすることにより共同で利用できるポスターを何種類かは作成していた、と見られる。例えば、政友会候補の中村愛作(東京一区)が作成したポスター(▷)の「ハ」の意匠は、同党の他の候補者も利用していたことが確認できる。該ポスターは、朝日をデザインした円の中に、笑顔の青年、中年、老人と目される男性の顔が描かれ、下に「大衆の味方」「産業立国」と記され、朝日の外には、上段に自分の名前を大書し、その下に「貴下の貴き一票を」と記され、左端に「国富本位の積極政策」右端に「かたよる政治を排し」、下段には「君も政友会!!」「僕も政友会!!」の文字が躍っていた。これと同じ意匠のポスターは、「歴史写真掲載ポスター」の中で、横川重次(埼玉二区)が利用していることが確認できる。また、同じく「歴史写真掲載ポスター」には、ポスターの左側が、名前を大書するために空欄となっており、次のような意匠と標語の政友

会のポスターも紹介されている。すなわち、ポスター上段には「清き一票」と書かれた投票用紙と、それを挟むように「我等が普選」のゴチックの文字が配されている。下段には「『熱意真摯、正義任侠、努力実行』の人として、『人格識見、経綸声望』、俱二最適任者」と記され、右側に描かれた矢の羽には「郷土の爲めに」との大きな文字が、その矛先は、左の候補者の名前に向けられている意匠である。「中央公論掲載ポスター」には、同じ意匠のポスターの左の空欄に手書きで「三土忠造」（香川二区）と、記されたポスターが紹介されているが、かかる意匠のポスターは、三土以外の候補者も手書きで名前を入れ利用したと推定される。

(32) 画像9の意匠のポスターは、『東京日日新聞』（昭和三年二月八日付夕刊）が社会民衆党のポスターとして写真入りで、さらに同紙による政党各派のポスター概要の紹介記事でも言及されていた（昭和三年二月一〇日）。

(33) 「小川清俊の選挙ポスター」（A-117-1）。

(34) 「田万清臣の選挙ポスター」（A-124-1）。

(35) 「小池四郎の選挙ポスター」（A-128-1）。

(36) 宮崎龍介が同じ意匠のポスターを作成していたことは、「中央公論掲載ポスター」、「歴史写真掲載ポスター」、「時事新報」（昭和三年二月一九日）において確認できる。安部磯雄も同種の意匠のポスターを利用していた（『時事新報』昭和三年一月二七日付夕刊）。

(37) 「西尾末広の選挙ポスター」（A-125-1）。

(38) 「田万清臣の選挙ポスター」（A-123-1）。

(39) 「小川清俊選挙ポスター」（A-118-1）。

(40) 府県議選において用いられたポスターは、上段の言葉が「勤労者の一票は勤労者の代表へ」と記され、円グラフ内の言葉は「大金持ち階級」ではなく「有産階級」、下段に社会民衆党と書かれた上に「勤労階級の政党」の言葉が付されている等、若干異なる個所もある（国民新聞政治部編『普選ポスターと新戦術』、民友社、昭和二年）。

(41) 「中央公論掲載ポスター」、「歴史写真掲載ポスター」。

(42) 「田万清臣の選挙ポスター」（A-121-1）。

(43) 「中央公論掲載ポスター」。

- (44) 『国民新聞』、昭和三年二月二日。
- (45) 『時事新報』、昭和三年二月十九日。
- (46) 「下田金助の選挙ポスター」(A-120-1)。
- (47) 「中央公論掲載ポスター」、「歴史写真掲載ポスター」。
- (48) さらに「中央公論掲載ポスター」と「歴史写真掲載ポスター」を照応すると、これら以外に次の二種類を確認できる。第一は、シルクハットに三つ揃えの服を着て太った資本家と目される男が、庶民に向け鞭を振り上げている腕を、筋肉質の手がしっかりと握んで押さえ、その手の横には「民衆党」、上には「民衆の死活はこの一票から」の文字が躍っていた図である。この意匠は、鈴木文治(大阪四区)、「中央公論掲載ポスター」と小池四郎(「歴史写真掲載ポスター」)がポスターとして使っている。第二は、屈強な男性がハンマーで杭を打ち、そこから浜口や田中がはじき飛ばされている意匠で、右上に「このスローガンを見よ!」、男性の肩の横に「社会民衆党」、杭には「富豪二重税、貧乏人二減税、金利、地代、物価を引き下げよ、働く者の生活を保障せよ」と記されていた。これは、小山寿夫(「中央公論掲載ポスター」)と片山哲(「歴史写真掲載ポスター」)のポスターとして紹介されているが、小山は出馬していない。
- (49) 『東京朝日新聞』 昭和三年一月三十一日。
- (50) 同右。
- (51) 「日本労農党の選挙ポスター」(A-130-1)。この意匠のポスターは『国民新聞』(昭和三年二月二日)においても写真入りで紹介されている。
- (52) 「中央公論掲載ポスター」、「歴史写真掲載ポスター」。
- (53) いずれも「大原社会問題研究所(以下、大原社研と略)所蔵のポスター」。その画像は以下のホームページで公開されている(<http://oohara.nt.tama.hosei.ac.jp/kensaku/poster.html>)。
- (54) 『大阪朝日新聞』(昭和三年二月一日付夕刊)、「中央公論掲載ポスター」、「歴史写真掲載ポスター」。
- (55) 『東京朝日新聞』 昭和三年一月三十一日。
- (56) 「野田律太の選挙ポスター」(A-140-1)。

- (57) 「中央公論掲載ポスター」、「歴史写真掲載ポスター」。
- (58) 「大原社研所蔵のポスター」。
- (59) 「高橋亀吉の選挙ポスター」(A-138-1)。
- (60) 『国民新聞』昭和三年二月二日。
- (61) 「大原社研所蔵のポスター」。なお、『時事新報』(昭和三年二月一九日)は、同じ意匠の大野金吾のポスターを紹介しているが、彼の出馬は確認されていない。
- (62) 「中央公論掲載ポスター」、「歴史写真掲載ポスター」。
- (63) 中村勝範「第一回普通選挙と無産政党」。
- (64) 無産政党のポスターの独特な意匠に関しては、組合外の一般農民は恐怖心さえ抱くものがあつたことが指摘されている(中村「第一回普通選挙と無産政党」)。例えば、田万清臣のポスター(A-122-1)には、怒髪天を衝く演説者の形相が描かれているが、そうした意匠は一般選挙民の支持獲得ではなく、むしろ恐怖心を抱かせ遠ざける効果を持つたといえよう。
- (65) 拙論「第一回普選における選挙ポスター導入過程」。
- (66) 色彩制限の撤廃要請は、東京、栃木、静岡、滋賀、長野、山形、秋田、富山、鳥取、徳島、香川、鹿児島より、一色または一度刷りへの改正要請は、大阪、長崎、新潟、群馬、山口、福岡より出されていた(昭和三年二月衆議院議員総選挙ニ於ケル法令ノ運用ニ関スル調)へ『衆議院議員選挙革正審議会・第十八号』、2A-361委680、マイクロフィルム委1097、国立公文書館所蔵)。
- (67) むしろ、内務官僚が書いたポスター啓蒙書は、選挙民にアピールするポスターの効果的貼り方として、複数のポスターを同一場所に貼ることさえ指南していた(拙論「第一回普選における選挙ポスター導入過程」)。
- (68) ポスター掲示の制限、例えば、一候補者に付一ヶ所一枚、または相互間の距離を一町あけるなどの提案は、東京、愛知、和歌山、福岡、岐阜から、ポスターの禁止が長崎から、ポスターによる選挙運動の禁止が群馬より出されていた(昭和三年二月衆議院議員総選挙ニ於ケル法令ノ運用ニ関スル調)。選挙後、街中のポスター氾濫への反省からこうした制限、さらには全廃に向けての動きが党派を越えて出たことは既に指摘したところである(拙論「第一回普

選における選挙ポスター導入過程)。因みに、右記上申によれば、選挙期日後一定の時間にポスター類の撤去を義務付ける提案が、東京、長崎、滋賀、宮城、山形、富山、広島、和歌山より出されていた(昭和三年二月衆議院議員総選挙ニ於ケル法令ノ運用ニ関スル調)。

(69) 河野「選挙断片」『改造』昭和三年三月号)。河野は、日労党より出馬した加藤勘十(東京五区)のポスター(A-132-1)の掲載責任者として名前が記載されていることから、加藤の選挙運動責任者であったことがわかる。

(70) 因みに、府県議選では、選挙用の文書図画に関する規定は、内務大臣の所管で、府県知事や警察署長ではないにもかかわらず、大阪では、引札、ポスターは三十間の間隔を置かねばならぬ、立札、看板は一町の間隔を置かねばならぬとの命令を出す一大失態を犯した、と指摘されている(清瀬一郎「所感三つ」『大阪毎日新聞』昭和二年一〇月三日)。

(71) 『東京日日新聞』昭和三年二月七日。

(72) 宮崎「病に倒れて」(『改造』昭和三年四月号)。労農党の細迫兼光は、内務省において検閲済のポスターが地方では殆ど禁止された、とする(細迫「欺瞞に充ちた普選法」『中央公論』昭和二年一月号)。

(73) 例えば、新聞は民政党「滅茶滅茶に政府をコキ下すパンフレット一千万冊」、ポスター百万枚の大仕掛け」との見出しで、同党が今後論及する内容の一つとして「三百万円事件機密費事件の疑雲と田中、山梨の其の後」を挙げている(『時事新報』昭和三年一月二七日)。

(74) 「泥試合的政戦排撃・虚構の宣伝ポスター等、政府は徹底的に弾圧の方針」(『東京朝日新聞』昭和三年一月三〇日)。これに先立ち、鈴木喜三郎内相は、談話の中で、政府は選挙に用いるポスターについて相当取締ることにした、と語っていた(『時事新報』昭和三年一月二七日)。

(75) 『東京日日新聞・市内版』昭和三年一月二九日。

(76) 『時事新報』昭和三年一月二九日。

(77) 図柄を二等分し、右に浜口総裁の演説、左に田中首相によく似た男が芸者に三味線を弾かせステテコを踊り、窓からは銀行が休業や取り付けに会っている光景が見え、これに「私利党略」と注している、と紹介していた(『東京朝日新聞』昭和三年一月三一日)。内務省警保局『秘・普選第二次総選挙と出版物(昭和五年四月)』(JACAR < >

シア歴史資料センター) Ref:A0401045600、警察庁9・4E・15-3、357、国立公文書館所蔵) には、昭和三年総選挙当時の禁止宣伝印刷物は二十九件で、内民政党本部発行ポスター二件と記されている。

(78) 内務省は昭和三年一月三十一日、新聞記事差止事項として、「出版法ニ依リ禁止処分ニ付セラレタル『ポスター』其ノ他ノ出版物ヲ其ノ儘掲載シタルトキハ禁止処分ニ付セラルルコトアルベキノ件」を、各府県に「警告」していた(『秘・新聞記事差止事項調(昭和七年七月二十二日現在)』(JACAR, Ref:A04010491800、警察庁9・4E・15-4、581、国立公文書館蔵)。

(79) 『時事新報』(昭和三年二月一九日) は一面を使い各種の選挙ポスターを写真入りで紹介しているが、そこでは画像7ではなく画像8が掲載され、各党派の選挙ポスターの概要を比較的詳しく伝えている既述の『東京日日新聞』(昭和三年二月一〇日) も、民政党のポスターとして、画像5と画像8を紹介し、画像7には論及していなかった。

(80) 『東京日日新聞』昭和三年二月一日。

(81) 注(15)(16)参照。

(82) 『大阪朝日新聞』昭和三年二月一日。

(83) 注(10)参照。

(84) 「時事小観」『時事新報』昭和三年二月一日付夕刊。

(85) 「時事小観」『時事新報』昭和三年二月二日付夕刊。

(86) 『東京日日新聞』昭和三年二月一日。また、三日の閣議では、普選関連法が煩雑なために犯す違反に厳しく対処すると選挙民の萎縮や恐怖心を招くおそれがあるので、与野党より取り締り緩和の要望が出て、これに関し内務省で慎重審議することが決定された、と報じられた(『時事新報』昭和三年二月三日付夕刊)。

〔付記〕

一、本稿は、二〇〇五年度日本選挙学会で発表した内容を論文としてまとめたものである。

一、本研究は、慶應義塾大学 21COE-CCC「多文化世界における市民意識の動態」の「サブユニット・戦前日本の市民意識」と、「平成十六年度慶應義塾大学学事振興資金」の成果の一部である。